

8. 金融商品販売法・個人情報保護法等への対応

日ごろ、農業共済（NOSAⅠ）事業につきましては、格別のご理解とご協力をいただきましてありがとうございます。

平成13年4月1日から「金融商品の販売等に関する法律」が施行されたことに伴い、農業共済組合が定款・共済規程で規定しておりますNOSAⅠ事業を推進するにあたり、みなさま方にご理解をいただくためNOSAⅠ事業の重要な事項について取りまとめ、説明させていただくことにしました。

つきましては、重要事項についてご覧のうえ、ご確認をいただきますようお願い申し上げます。

□ 勧誘方針

勧誘方針は、県内7農業共済組合においてそれぞれ定めております。

組合では、農業災害補償法に基づき、組合員の方々が不慮の事故によって被ることのある損失を補てんして農業経営の安定を図り、農業生産力の発展に資することを目的として各種の共済事業を実施しております。

これらの事業の推進にあたっては、「金融商品の販売等に関する法律」に基づいて、次の勧誘方針を定め、適切な事業推進に努めてまいります。

1. 農業災害補償法、金融商品の販売等に関する法律及びその他の法令等を順守し、適正な事業推進を行います。
2. 組合員の方々の知識、経験、財産の状況及び意向を考慮のうえ、適切な勧誘と情報の提供を行います。
3. 組合員の方々に共済事業の仕組みやリスクの内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
4. 組合員の方々に対する加入推進のための方法及び時間帯について、迷惑となる行為は行いません。
5. 万が一共済事故が発生した場合には、迅速かつ確かな損害評価を行い、共済金をお支払いいたします。
6. 組合員の方々に対し、より適切な加入推進が行えるよう、役職員等の研修の充実に努めます。

□ 重要事項説明

NOSAⅠ制度は、農林水産省・都道府県庁の指導・監督のもと、組合・連合会・国の三段階による責任分担を行って広く危険分散を図るなど、共済金の確実な支払いができるよう仕組みを採っておりますが、次のような場合には共済金等（無事戻し金を含む）の全額又は一部が支払われないこと又は共済関係を解除することがありますので、ご了承のうえ、ご加入いただきますようお願い申し上げます。

◇ NOSAⅠ事業共通

- （1） 通常すべき栽培（飼養）管理、その他損害防止を怠った場合及び損害防止について組合の指示に従わなかった場合。
- （2） 加入申込みの際等に、重大な過失等によって不実の通知をした場合。
- （3） 正当な理由がないのに、納入期日までに共済掛金の払い込みが遅れた場合。
- （4） 被害発生時に組合への通知を怠り、又、重大な過失等、不実の通知をした場合。
- （5） 組合の財務状況によっては、共済金等のお支払いする金額が削減されることがあります。

◇ 家畜共済

次のような場合にも共済金等の全額又は一部が支払われないこと又は共済関係を解除することがありますので、ご了承のうえご加入いただきますようお願い申し上げます。

- (1) 加入申込みの際、すでに病気にかかっていたり、障(傷)害を受けているにもかかわらず、これを組合に通知をしなかった場合。
- (2) 継続加入の際、それまでの事故除外加入(対象共済事故限定加入)から対象となる共済事故を拡大したとき、拡大した共済事故について、継続時(更新時)にすでに病気にかかり、もしくは障(傷)害を受けていた場合。

なお、内容につきまして、ご不明な点、ご質問等がありましたら、最寄りの組合までお問い合わせください。
組合では重要事項説明のため、冊子の配布、ホームページ、建物・農機具共済約款などを通じてご確認させていただいております。

□ 農業共済組合個人情報保護方針

平成17年4月1日から施行された個人情報の保護に関する法律(個人情報保護法)がNOSA I団体に適用されることになりました。NOSA I団体では、下記のとおり組合員のみなさまの個人情報について、関係者法令・農林水産大臣の定めるガイドラインに沿って適正に取扱うこととします。組合員のみなさまの個人情報を正しく取扱うことがNOSA I事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を順守することを誓約します。

1. 個人情報を適切に取扱うために、個人情報の保護に関する法律(以下「法」という。)その他、個人情報保護に関する関係者法令及び農林水産大臣のガイドラインに定められた義務を誠実に順守します。

個人情報とは、法第2条第1項に規定する生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものをいい、以下同様とします。

2. 利用目的をでき得る限り特定したうえ、あらかじめご本人の同意を得た場合及び法令により例外として扱われる場合を除き、その利用目的の範囲内でのみ個人情報を取扱いします。

ご本人とは、個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下同様とします。

3. 個人情報を取得する際、適正な手段で取得するものとし、利用目的を、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後、速やかにご本人に通知または公表します。ただし、ご本人から書面で直接取得する場合には、あらかじめ明示します。

4. 取扱う個人データを利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つように努め、また安全管理のために必要・適切な措置を講じ、役職員及び委託先を適正に監督します。

個人データとは、法第2条第4項が規定する個人情報データベース等(法第2条第2項)を構成する個人情報をいい、以下同様とします。

5. 法令により例外として扱われる場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供

しません。また、特定の者との間で個人データを共同利用する場合は、あらかじめご本人に共同利用する旨、個人データの項目、利用する者の範囲、利用目的、管理責任者の氏名について通知または公表します。

6. 保有個人データつき、法令に基づきご本人からの開示、訂正等に応じます。

保有個人データとは、法第2条第5項に規定するデータをいいます。

7. 取扱う個人情報につき、ご本人からの苦情に対し迅速かつ適切に取り組み、そのための内部体制の整備に努めます。

○ 個人情報

生存する個人に関する情報であって、その情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別できるもの（他の情報と容易に照合でき、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む）をいいます。

組合では個人情報として、組合員の方々の住所・氏名・電話番号・各農業共済事業の契約内容等の情報を保有しております。

○ 個人情報データベース等

個人情報を含む情報の集合物であって、①特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの、②特定の個人情報を一定の規則に従って整理（アイウエオ順等）し、目次、牽引等により容易に検索することができるように構成した情報の集合物をいいます。

組合では、組合員の方々の個人情報をデータベースとして管理しております。

○ 保有個人データ

組合が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことができる権限を有する個人データをいいます。ただし、その個人データの存否が明らかになることによって、公益その他の利害が害されるものや6か月以内に消去される個人データを除きます。

組合で保有する個人データは、組合員の方々の住所・氏名・電話番号・各農業共済事業の契約内容等のデータです。

9. NOSAIを支える人たち

NOSAIでは職員の数に限りがあるため、集落や地域のご協力により、組合業務の一部を集落等代表者の方に委嘱し、運営しております。

NOSAIを支えていただいている方々には、共済部長さんをはじめ、損害評価員さん、損害評価会委員さんなど多くの農家（組合員）の方のご協力により成り立っております。

□ 共済部長とは

共済部長はNOSAIの公的業務をお願いするため理事会の承認を得て、各集落単位（これに準ずる地区）ごとに組合長が委嘱するもので、組合が必要な事務を行うための事務協力機関となります。

主な任務として、組合の意向などを農家のみなさんに伝達したり、農家から出される書類・意見などを組合に連絡するなど、いわば農家のみなさんと組合との“橋渡しの役目”をさせていただいております。